

茨城県報 号 外

昭和50年7月26日

土 曜 日

(明治35年3月17日)
(第三種郵便物認可)

告 示

茨城県告示第768号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和50年7月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和50年7月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小川鉾田線	東茨城郡小川町大字中延字後田142番地先から 東茨城郡小川町大字小川1492番地先まで	50年7月26日
県道紅葉石岡線	東茨城郡小川町大字中延後田144番地先から 新治郡玉里村大字田木谷字鹿島243番の1地先まで	50年7月26日

★ 県政の総覧 …… 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課までお申し込み下さい。購読料は，昭和49年4月1日から送料とも1カ月700円です。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 7 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

発行人 茨 城 県
発行所

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

印刷所 茨 城 県 印 刷 所